

税務課からのお知らせ

所得税の確定申告及び町道民税の申告について

平成24年分の所得税の確定申告及び町道民税の申告は、次のとおりとなっています。

1. 所得税の還付申告の受付

▼受付の開始 平成25年 1月16日から

▼受付の場所 日高町役場税務課・日高総合支所地域振興課

▼還付申告の対象者

- ・住宅借入金等特別控除（住宅取得控除）、医療費控除などの対象となり、源泉徴収された所得税の還付を受ける方
- ・給与所得者、年金所得者などで源泉徴収税額の還付を受ける方

2. 所得税確定申告及び町道民税の申告相談の日程

申告期間（平成25年 2月18日から 3月15日まで）

◎申告相談日程・会場◎

	場 所	期 間	時 間
①	富川公会堂 （富川地区）	2月18日（月）から2月28日（木）まで （土曜・日曜を除く）	午前9時から 午後5時まで
②	役場 厚賀出張所 （厚賀地区）	3月1日（金）から3月5日（火）まで （土曜・日曜を除く）	午前9時から 午後5時まで
③	役場 本庁 大会議室	2月18日（月）から3月15日（金）まで （土曜・日曜を除く）	午前9時から 午後5時まで
④	日高総合支所 大会議室 （日高地区）	2月18日（月）から3月15日（金）まで （土曜・日曜を除く）	午前9時から 午後5時まで

※年金所得者などで所得税については納税額や還付額がない場合であっても、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除、配偶者特別控除などの適用を受ける場合には、町道民税の申告が必要となりますので、上記申告期間中に申告を済ませるようお願いします。

※国民年金、国民年金基金の控除を受ける場合には、日本年金機構発行の証明書が必要です。

※事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、日程を調整し別途案内をしますので申告をお願いします。

※収入が少なく所得税・住民税が課税されない場合でも、保育料・住宅料金等の算定において所得証明等が必要となったり、または、各種軽減等を受けるときには申告を必要とすることがありますので、印鑑を持参のうえ会場にお越し下さい。

※青色申告の相談

青色申告制度は、一定の要件を備えた帳簿書類を備え付ける等の要件を満たせば特典が受けられる制度です。申告相談される方は帳簿書類等を整理のうえお越しください。なお、記帳等の方法がわからない方は税務署に連絡のうえ指導を受けてください。

公的年金等を受給されているみなさまへ

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

（注1）この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

（注2）所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合がありますので、役場税務課におたずねください。

税務課
日高総合支所地域振興課

TEL01456-2-6184
TEL01457-6-2001

さあ！ネットで申告 e-Tax



e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

① 国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」から直接送信

自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます（確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください）。

② 最高 3,000円の税額控除

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。

（平成19年分から平成23年分のいずれかの年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません）。

③ 添付書類の提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。（税務署から書類の提出又は提示を求めることがあります。）

④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

（3週間程度に短縮）

⑤ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間 e-Taxの利用が可能です。

この機会に、是非 e-Taxをご利用下さい！

手続等の詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

申告書は自分で作成して、お早めに！

平成24年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の受付が2月18日（月）から始まります。確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

作成した確定申告書は、郵送等により提出できます。

なお、確定申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成することができます。

作成した確定申告書は、そのままe-Taxで送信することができるほか、印刷して郵送等により提出することもできます。

苫小牧駅前プラザ「egao」（エガオ）7階の申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」及び確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください（「確定申告のお知らせ」が届いている方はそのお知らせも持参してください）。

なお、駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

申告会場 苫小牧駅前プラザ「egao（エガオ）」7階

期 間 1月28日（月）～3月15日（金） ※期間中の土・日曜日、祝日を除く。

受付時間 午前9時～午後5時（受付終了：午後4時30分）